

## 日米了解事項覚書に関する特約条項

(日米覚書の遵守)

- 第 1 条** 乙は、この条項に定める事項のほか、「日本国防衛省と合衆国防省との間の\_\_\_\_\_の日本国における取得及び生産に関する了解事項覚書」(以下「日米覚書」という。)に定められた事項を遵守して、契約を履行しなければならない。
- 2** 乙は、この契約の履行後においても引き続き、日米覚書に定められた事項について遵守しなければならない。

(技術資料等の管理)

- 第 2 条** 乙は、日米覚書に基づき、提供を受け又は取得する技術資料及びその関連資料(情報を含む。)並びに製品(以下「技術資料等」という。)を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(技術資料等の第三国等への移転禁止)

- 第 3 条** 乙は、技術資料等を、第三国及び下請負者を除く第三者(以下「第三国等」という。)に販売、譲渡又は使用その他の移転を行ってはならない。

(技術資料等の目的外使用の禁止)

- 第 4 条** 乙は、技術資料等を、甲の承認を得ることなくこの契約の目的外に使用し、又は利用してはならない。

(標示の付与)

- 第 5 条** 乙は、日米覚書に基づき提供を受けた技術資料又は図面により品目に表示を付することとなっているものについては、これに従い適切な表示を行うものとする。

(企業等への立入)

- 第 6 条** 乙は、日米覚書に基づき、米国政府の職員(米国政府から権限を与えられたものを含む。)から乙又はその下請負業者の工場等への立ち入りの申出があった場合には、甲と調整の上これに協力するものとする。

(工場等の保全)

- 第 7 条** 乙は、日米覚書に基づき、提供を受けた技術資料等に基づき製造を行う工場等について当該覚書を遵守するに必要な措置を講ずるものとする。

(資料等の還元)

- 第 8 条** 乙は、製造に際し、製造方法の変更及び技術改善等を行った場合には、技術資料及び技術上の知識等について、甲に申し出るものとする。

(特許権等の侵害の禁止)

- 第 9 条** 乙は、日米覚書に基づき、提供を受けた技術資料に第三者が所有する特許権、著作権又は技術上の知識等が含まれている場合は、これらの権利を侵害してはならない。

(事故発生時の措置)

- 第 10 条** 乙は、技術資料等の第三国等への移転など、この条項に定める事項に関し事故が発生し又はそのおそれがある場合は、適切な処置をとるとともに、速やかに甲に報告するものとする。

(管理規程)

- 第 11 条** 乙は、この条項に定める事項を確実に遵守するため、管理規程を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、管理規程が既に、甲の確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

- 2** 前項の管理規程には、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 管理責任者及び取扱者の任命方法及び責任範囲
- (2) 技術資料等の送達及び保管等に関する措置
- (3) 技術資料等を第三国等に移転しないための措置

- (4) 技術資料等を契約の目的以外に使用及び利用しないための措置
- (5) 技術資料等に基づき製造を行う工場等の保全措置
- (6) その他必要な事項

**3** 本条第1項の規定は、乙が甲の確認を受けた管理規程を変更する場合に準用する。

(下請負者に対する措置)

**第12条** 乙は、この契約に関し下請負者がある場合は、乙と下請負者の間で第2条以下に定める事項に準じて取決めを行うものとし、この取り決めには乙と下請負者との契約が完了した後も、引き続き当該事項を遵守させる内容を含むものとする。

**2** 乙は、前項の取決めを行った場合は、取り決めた文書を速やかに甲に提出し確認を受けるものとする。ただし、その取り決め文書が既に確認済みであるときは、その旨を届け出るものとする。

(開発経費の支払等)

**第13条** 日米覚書に基づき、開発経費(円建て)の支払を伴う契約については、別に定めるところによるものとする。